

# 四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 平成23年3月1日

至 平成23年5月31日

株式会社パイプドビッツ

東京都港区赤坂二丁目9番11号

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14
(4) ライツプランの内容	14
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(6) 大株主の状況	14
(7) 議決権の状況	14

#### 2 株価の推移

#### 3 役員の状況

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	16
(2) 四半期損益計算書	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	18

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月14日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成23年3月1日至平成23年5月31日）
【会社名】	株式会社パイプドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	(03)5575-6601
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	(03)5575-6601
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 5月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 5月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高(千円)	314,780	384,599	1,327,779
経常利益(千円)	53,624	19,879	245,337
四半期(当期)純利益(千円)	31,455	11,510	113,482
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金(千円)	186,831	186,831	186,831
発行済株式総数(株)	16,370	16,370	16,370
純資産額(千円)	1,077,659	1,164,410	1,152,900
総資産額(千円)	1,192,960	1,318,765	1,391,435
1株当たり純資産額(円)	65,087.64	70,801.55	70,098.43
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,921.54	703.12	6,932.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,914.52	700.55	6,907.43
1株当たり配当額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	89.3	87.9	82.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△14,853	△101,150	165,348
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△23,112	△111,481	△115,269
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	—	—	—
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	858,495	733,907	946,539
従業員数(人)	139	163	146

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社はありませんので、記載しておりません。

3. 当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額については、記載しておりません。

4. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間より、当社の事業について、「情報資産プラットフォーム事業」、「メディアEC事業」、「EC運営事業」の3つのセグメントに区分して表示しております。

「情報資産プラットフォーム事業」は、クライアントの保有する情報資産を安全に管理・保管するだけでなく、マーケティング活動等に有効活用できる情報資産プラットフォームをクラウドで提供しております。

「メディアEC事業」は、クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等のマーケティング支援としてインターネット広告販売等を行っております。

「EC運営事業」は、アパレル・ファッションに特化したECサイトの運営受託、企画、制作等を行っております。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年5月31日現在

従業員数（人）	163	(8)
---------	-----	-----

(注) 1 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均雇用人員を（外書き）で記載しております。

2 従業員数が当第1四半期会計期間中において17名増加しておりますが、これは業容拡大に伴う新規採用によるものであります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	前年同四半期比 (%)
情報資産プラットフォーム事業(千円)	344,876	109.6
メディアEC事業(千円)	15,554	—
EC運営事業(千円)	24,167	—
合計(千円)	384,599	122.2

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

3. メディアEC事業は平成22年12月1日より新たに開始した事業であり、またEC運営事業は平成23年3月1日より新たに開始した事業であるため前年同四半期比はありません。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国の経済状況は、東日本大震災の影響もあり、景気が弱い動きとなっており、また失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。

一方、インターネット業界においては、総務省の平成22年「通信利用動向調査」によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は13.7%であり、利用企業のうち、効果があったと回答した企業は79.9%と、約8割の企業が効果があったと回答しております。

また、総務省において、地方公共団体が業務システムを低廉かつ効率的に利用するための「自治体クラウド」計画が進行するなど、コスト、業務プロセスなどの削減効果が見込めるクラウドの普及促進が期待されています。

このような状況の中、当社は「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、クラウドで提供する情報資産プラットフォームのアカウント数の増加と新事業の基盤整備に取り組んでまいりました。

持続的な業容拡大と事業基盤の強化を目的として、事業部制を採り入れ、営業現場における意思決定のスピードや機動力を重視した営業組織の再構築を行うとともに、新商品・新サービスを創り出す企画・開発組織を拡充し、柔軟な対応力と競争力の高い組織体制の整備を行い、サービスの魅力とCSの充実を通してお客様価値の向上を目指してまいりました。

平成23年3月には、政治情報資産クラウド「政治山」の提供を開始しました。

「政治山」は、選挙情報に留まらず、市民の声や自治体情報、議会情報などをコンテンツとして盛り込み、政治情報全般を取り扱う日本初の政治情報資産プラットフォームとして運営してゆく方針であり、クラウドを活用した効率的なサイト運営と当社が提供する情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」との相乗効果により、独自性の高いサービスとして持続的な提供を目指してまいります。

平成23年4月には、地域密着型SNS「I love 下北沢」の提供を開始しました。

「I love 下北沢」は、Webサイトからの一方的な情報発信だけでなく、下北沢という地域を愛する人と人とがつながる仕組を提供し、下北沢にある店舗、下北沢を愛する人の両方の満足を高めることで、地域活性化を目指すサービスとして運営してまいります。

また、平成23年5月には、第三者機関として「AKB48 22ndシングル選抜総選挙」投票システムを提供いたしました。大規模投票が予想された中、選挙としての公正性を確保するため、集計や納品といった人的な運用体制の構築、QRコードやシリアルナンバーの発行といった不正投票を排除する技術の提供、専用サーバ・専用線の確保といったインフラの整備等、当社がこれまで蓄積したプラットフォーム事業のノウハウを駆使することで、公正な選挙実施を支援いたしました。

今後は、今回構築したシステムや運用ノウハウを国や自治体の政治等の選挙へ応用することも検討してまいります。

前期平成22年12月より開始したメディアEC事業及び当期より開始したEC運営事業についても、情報資産プラットフォーム事業との情報共有、連携を強化し、売上高の拡大を行ってまいりました。

一方で、即戦力となる中途社員の採用、新卒新入社員の増員、本社移転に伴う造作、サービス認知向上やインバウンド営業を目的とした広告宣伝、販売促進に係る投資を継続的に実施してまいりました。特にブランディングと販売促進の一環として「第2回クラウドコンピューティングEXPO春」へ出展するなど、中長期的な成長を見据えた大型先行投資を実施いたしました。

以上の結果、平成24年2月期第1四半期会計期間の業績につきましては、売上高は384百万円（前年同期比22.2%増）、営業利益は19百万円（同63.2%減）、経常利益は19百万円（同62.9%減）、四半期純利益は11百万円（同63.4%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

また、メディアEC事業及びEC運営事業について、前年同期は該当ありません。

#### ①情報資産プラットフォーム事業

情報資産プラットフォームの有効アカウントについては、特定業種・業界向けパッケージ商品の提供、Web制作や開発会社様向けのパートナープログラムSDP（Spiral Developers Program）の提供、「スパイラル(R)」を応用・活用する一般消費者参加型サービスの開始、「スパイラル(R)」と「スパイラルEC(R)」との相乗効果による複数アカウントの提供等の施策を行ってまいりました。

平成23年4月には「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.30を提供いたしました。新機能として、「トランザクションDB」は、登録したデータを複数のDBに自動的に登録、更新、削除できるDB機能です。「トランザクションDB」を利用することで、マスタDBは常に正規化された最新の状態が維持され、効率のよい更新作業とデータの矛盾の発生を

回避することができます。「不動産反響取込」は、反響通知メールを自動的にDBに登録します。見込み顧客の情報をDB化することにより、業務効率の向上を図ることができ、また、機械的にDB化するため、入力ミスや対応漏れを防ぎ、効率的かつ確実な運用が可能になります。

アパレル特化型ECプラットフォーム「スパイラルEC(R)」については、積極的な先行投資を継続しながら拡販に取り組んでおります。大型案件の受注や継続的に案件を受注・納品するための組織、インフラ体制は整いつつあり、有効アカウント数は堅調に推移しております。引き続き「スパイラルEC(R)」の独自機能や価格優位性等を訴求し、有効アカウント数の増加に取り組んでまいります。

これらの結果、情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」及び「スパイラルEC(R)」の有効アカウント数は、平成23年5月31日時点で2,194件となり、当第1四半期会計期間の売上高は344百万円（前年同期比9.6%増）、営業利益は49百万円（前年同期比6.9%減）となりました。

## ②メディアEC事業

平成22年12月より開始した当事業は、クライアントのマーケティングやプロモーション活動に貢献できるソリューションを提供することを目的としており、クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等のマーケティング支援としてインターネット広告販売等を行ってまいりました。

「2010年(平成22年)日本の広告費」(株式会社電通調べ)によると、平成22年の総広告費5兆8,427億円の内の、インターネット広告市場は7,747億円(前年比109.6%)となり、テレビに次ぐ第2の広告媒体へと成長しております。このような環境のもと、当社では積極的な営業活動を展開し、アフィリエイト広告を中心に売上を拡大しました。

引き続き、他社のWeb媒体への出稿はもちろん、カテゴリーに特化した自社媒体の構築・運営を行いながら、広告効果と利益率の向上を狙ってまいります。

これらの結果、当第1四半期会計期間の売上高は15百万円、営業損失は16百万円となりました。

なお、当社は、広告販売の売上高については、広告枠の仕入高を売上高から控除する純額で表示（ネット表示）しており、広告枠の仕入高控除前の総額で表示（グロス表示）した場合の売上高は62百万円となります。

## ③EC運営事業

平成23年3月より開始した当事業は、平成23年3月1日に株式会社Grasより譲り受けた事業を主体としており、アパレル・ファッションに特化したECサイトの運営受託、企画、制作等の業務を行ってまいりました。

ECサイトの運営受託業務の具体的な内容は、商品情報をECサイトに掲載するために必要な撮影・採寸・原稿といった「ささげ業務」の他、物流・決済及びコールセンター支援等のEC運営に係るフルフィルメントサービスで、これらを内製化して行うことで、ECサイト立ち上げ業務の早期化と効率化及び流通総額増加の支援体制が整いました。

また、当社の新規・既存顧客へのECサイト運営に関する提案の幅が広がり、これまでより付加価値の高いサービス提供が可能となり、当社で既に展開している「スパイラルEC(R)」との相乗効果によって、更なる流通総額の増加を目指してまいります。

これらの結果、当第1四半期会計期間の売上高は24百万円、営業損失は13百万円となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ72百万円減少し、1,318百万円となりました。

これは主に、法人税等の支払いや事務所移転に伴う支出による現金及び預金の減少212百万円、売上の増加による売掛金の増加28百万円、事務所移転による建物及び工具器具備品の増加43百万円、新サービスの開発等によるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加12百万円、事業譲受によるのれんの増加20百万円、事務所移転による差入保証金の増加26百万円によるものです。負債は、前事業年度末比で84百万円減少し、154百万円となりました。これは主に、法人税等の支払いによる未払法人税等の減少75百万円によるものです。純資産は、前事業年度末比で11百万円増加し、1,164百万円となりました。これは、利益剰余金の増加11百万円によるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ212百万円減少し、733百万円となりました。

当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における営業活動の結果支出した資金は、101百万円となりました。これは主に、売上債権の増加額28百万円、法人税等の支払額74百万円によるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における投資活動の結果支出した資金は、111百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出48百万円、無形固定資産の取得による支出14百万円、敷金及び保証金の差入による支出59百万円、敷金及び保証金の回収による収入32百万円、事業譲受による支出22百万円によるものです。



(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における財務活動の結果得られた資金は、ありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の金額は23百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況において重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間に本社を移転したことに伴い以下の設備を取得致しました。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	情報資産プラットフォーム事業 メディアEC事業 EC運営事業	本社移転に伴う 各種設備の新設	32,149	12,556	44,706	153(7)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均雇用人員を(外書き)で記載しております。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

前事業年度末に計画中であった、本社移転に伴う主要な各種設備等の新設につきましては平成23年4月に完了いたしました。

また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,600
計	74,600

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成23年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年7月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,370	16,370	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制 度は採用して おりません。
計	16,370	16,370	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

##### ①平成17年5月30日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	21(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,500(注)6
新株予約権の行使期間	平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

### 3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3) 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4) その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

### 4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

### 5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

### 6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

### 7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記(注)4(注)4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

②平成18年5月29日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	15(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	30(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	24,000(注)6
新株予約権の行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,000(注)6 資本組入額 12,000(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\frac{\text{調整後 行使価額}}{\text{調整前 行使価額}} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

### 3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限りです。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3) 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4) その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

### 4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

### 5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

### 6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

### 7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記(注)4(注)4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③平成20年5月29日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	198,048
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 198,048 資本組入額 99,024
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員に地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
- (2) 本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (3) 新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。
- (5) その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

#### 4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。但し、特別な理由がある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

#### 5. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の取得条項

上記（注）4（（注）4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える）に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成23年3月1日～ 平成23年5月31日	—	16,370	—	186,831	—	96,831

(6) 【大株主の状況】  
大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】  
当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,370	16,370	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,370	—	—
総株主の議決権	—	16,370	—

② 【自己株式等】  
該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月
最高 (円)	137,000	130,000	142,000
最低 (円)	66,500	86,500	108,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び前第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	733,907	946,539
売掛金	218,296	189,728
商品	954	—
仕掛品	728	666
その他	75,665	67,486
貸倒引当金	△6,242	△5,493
流動資産合計	1,023,309	1,198,927
固定資産		
有形固定資産	*1 62,307	*1 18,510
無形固定資産	100,674	68,225
投資その他の資産		
差入保証金	129,550	102,904
その他	3,880	4,192
貸倒引当金	△956	△1,325
投資その他の資産合計	132,474	105,772
固定資産合計	295,456	192,508
資産合計	1,318,765	1,391,435
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	983	—
未払金	79,976	41,341
未払費用	13,751	13,636
未払法人税等	790	76,462
未払消費税等	*2 7,006	15,931
賞与引当金	28,229	54,387
本社移転費用引当金	4,630	25,293
その他	18,985	11,481
流動負債合計	154,354	238,534
負債合計	154,354	238,534
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	186,831	186,831
資本剰余金		
資本準備金	96,831	96,831
資本剰余金合計	96,831	96,831
利益剰余金		
その他利益剰余金		
プログラム等準備金	3,214	4,286
繰越利益剰余金	872,143	859,562
利益剰余金合計	875,358	863,848
株主資本合計	1,159,021	1,147,511
新株予約権	5,389	5,389
純資産合計	1,164,410	1,152,900
負債純資産合計	1,318,765	1,391,435

(2) 【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
売上高	314,780	384,599
売上原価	42,537	66,188
売上総利益	272,242	318,410
販売費及び一般管理費	* 218,777	* 298,746
営業利益	53,465	19,664
営業外収益		
受取手数料	159	100
その他	—	114
営業外収益合計	159	214
経常利益	53,624	19,879
特別利益		
新株予約権戻入益	219	—
特別利益合計	219	—
税引前四半期純利益	53,843	19,879
法人税、住民税及び事業税	20,007	238
法人税等調整額	2,381	8,131
法人税等合計	22,388	8,369
四半期純利益	31,455	11,510

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益	53,843	19,879
減価償却費	5,768	8,630
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	558	380
本社移転費用引当金の増減額 (△は減少)	—	△20,663
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,182	△28,567
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,432	△1,016
仕入債務の増減額 (△は減少)	—	983
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△663	△8,924
その他	△21,650	2,265
小計	37,106	△27,032
法人税等の支払額	△51,960	△74,117
営業活動によるキャッシュ・フロー	△14,853	△101,150
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△13,707	△48,602
無形固定資産の取得による支出	△9,425	△14,093
敷金及び保証金の差入による支出	—	△59,246
敷金及び保証金の回収による収入	21	32,460
事業譲受による支出	—	△22,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,112	△111,481
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△37,965	△212,632
現金及び現金同等物の期首残高	896,460	946,539
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 858,495	* 733,907

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、資産除去債務の負債計上及び対応する除去費用の資産計上に代えて、賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当第1四半期会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ140千円減少しております。 また、当会計基準の適用開始により、投資その他の資産が140千円減少しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
3. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価格を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、40,962千円です。 ※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、103,768千円です。 2 消費税等の取扱い —

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 89,113千円 賞与引当金繰入額 21,241千円 研究開発費 17,400千円	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 105,118千円 広告宣伝費 41,423千円 研究開発費 23,221千円 賞与引当金繰入額 19,412千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年5月31日現在) (千円) 現金及び預金勘定 858,495 現金及び現金同等物 858,495	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年5月31日現在) (千円) 現金及び預金勘定 733,907 現金及び現金同等物 733,907

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成23年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,370株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期会計期間末残高 5,389千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額  
該当事項はありません。
3. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間  
(自平成23年3月1日  
至平成23年5月31日)

平成23年2月14日開催の取締役会の決議に基づき同日付で事業譲渡契約を締結し、平成23年3月1日をもって、株式会社Grasの一部事業であるアパレルウェブソリューション事業を譲受けました。

1. 事業譲受の目的

株式会社Grasは、アパレルEC運営アウトソースサービス実績、アパレルEC商品販売実績・ノウハウ、企画・クリエイティブ力をもっており、当社が強みとする開発力、インフラ管理能力、「スパイラルEC(R)」の販売・運営力等との相乗効果が見込めることから当事業を譲受けることを決定いたしました。

2. 譲受ける相手会社の名称等

名称：株式会社Gras  
所在地：東京都世田谷区三軒茶屋二丁目36番1号  
代表者：代表取締役 西田 竜司  
資本金：10,000千円

3. 譲受ける事業の内容

アパレルウェブソリューション事業

4. 譲受時期

平成23年3月1日

5. 四半期財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成23年3月1日から平成23年5月31日

6. 譲受価額及び決済方法

譲受価額は22,000千円であり、決済方法は現金であります。

7. 発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) のれんの金額

譲受価額 22,000千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の定額法によっております。

8. 事業譲受日に譲り受けた資産の価格

固定資産(のれん) 22,000千円



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は内部管理上採用している区分により、「情報資産プラットフォーム事業」、「メディアEC事業」、「EC運営事業」の3つを報告セグメントとしております。

「情報資産プラットフォーム事業」は、クライアントの保有する情報資産を安全に管理・保管するだけでなく、マーケティング活動等に有効活用できる情報資産プラットフォームをクラウドで提供しております。

「メディアEC事業」は、クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等のマーケティング支援としてインターネット広告販売等を行っております。

「EC運営事業」は、アパレル・ファッションに特化したECサイトの運営受託、企画、制作等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期会計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				四半期 損益計算書 計上額 (注)
	情報資産 プラットフォーム 事業	メディアEC事業	EC運営事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	344,876	15,554	24,167	384,599	384,599
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	344,876	15,554	24,167	384,599	384,599
セグメント利益又は セグメント損失(△)	49,799	△16,473	△13,661	19,664	19,664

(注) セグメント利益又はセグメント損失の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成23年5月31日)		前事業年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	70,801.55円	1株当たり純資産額	70,098.43円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,921.54円	1株当たり四半期純利益金額	703.12円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,914.52円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	700.55円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	31,455	11,510
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	31,455	11,510
期中平均株式数(株)	16,370	16,370
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	—	—
(うち事務手数料(税額相当額控除後))	—	—
普通株式増加数(株)	60	60
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 7月13日

株式会社パイプドビッツ

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプドビッツの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイプドビッツの平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月13日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。